

札幌市設計等委託業務成績評定及び通知公表要領 新旧対照表

(新) 令和 8 年 8 月版	(旧) 令和 8 年 4 月版	備考
(評定及び通知の対象) 第 2 条 評定及び通知の対象とする委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務のうち、当初設計金額が2 0 0万円超の委託業務とする。 (評定結果の公表) 第 1 1 条 第 7 条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページにおいて、別記第 5 号様式の内容を一覧表として、公表するものとする。 附 則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。	(評定及び通知の対象) 第 2 条 評定及び通知の対象とする委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務のうち、<u> </u>設計金額が1 0 0万円超の委託業務とする。 (評定結果の公表) 第 1 1 条 第 7 条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページにおいて、別記第 5 号様式の内容を一覧表として、公表するものとする。なお、市政刊行物コーナー（行政情報課内）の閲覧場所にて紙面による公表も併用できるものとする。 附 則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	文言追加 金額改定 文言削除 追記